



2020 年度 奴隷及び人身取引に関する表明（仮訳）

株式会社商船三井（以下「商船三井」という）および MOL (EUROPE AFRICA) LTD. (以下「MOLEA」という) は、英国現代奴隷法第 54 条(1)に基づき、2020 年会計年度について、商船三井及び MOLEA の取締役会の承認を得て本声明を公表します。以下では、商船三井のグループ会社 (MOLEA を含みます。) を「商船三井グループ」と呼びます。

1. 事業概要とサプライチェーン

商船三井グループは、「青い海から人々の毎日を支え、豊かな未来をひらきます」というグループ企業理念のもと、海運事業を中心に、海洋事業、風力エネルギー関連事業、ロジスティクス事業等の様々な社会インフラ事業を展開するとともに、不動産事業や客船事業等多角的な経営を行っています。

商船三井グループの事業については、当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.mol.co.jp/services/index.html>)

商船三井グループは、世界中で様々な事業を行っているため、例えば船舶の燃料油や船用品の調達、港湾におけるタグやロジスティクスといった外部委託など、多様なサプライチェーンを構築しています。商船三井グループはこういったサプライヤーや外部委託先とともに事業を展開するにあたり、後述する各種ポリシーに基づいた適切な対応や公正な関係性構築に努めています。

2. 奴隷労働及び人身取引等の防止に関する方針

商船三井及び MOLEA は、以下のポリシー等に基づき、商船三井グループおよびサプライチェーン上の奴隷労働・人身取引等、いかなる形の現代奴隷も一切容認しません。

行動基準

商船三井ではより良い職場環境の実現による社業の向上と、当グループを取巻く様々なステークホルダーの共感も得ながら継続的に企業価値を高めるべく、役職員が守るべき「行動基準」を定めています。

(<https://mol.disclosure.site/ja/themes/191>)

この「行動基準」の中で「2. 人権の尊重及び差別・ハラスメントの禁止」として、人権の尊重・差別の禁止・世界各国における文化慣習の尊重について言及されており、商船三井は、サプライチェーンにおける人権を侵害する労働慣行の是正や、奴隷労働・人身取引に関する法律の遵守に努めています。

また、MOLEAにおいても就業規則で「行動基準」を定めており、現代奴隷制度のリスクを減らすために従業員が従わなければならないルールについて規定しております。

国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクトは、世界の社会・環境原則を推進するための世界最大の自発的イニシアチブです。コンパクトの主要な原則には、人権を支持し、あらゆる形態の強制労働や児童労働を排除することが含まれています。

「グループ企業理念の具現化」と併せ、世界のさまざまなステークホルダーと良好な関係を構築し、「社会の持続的成長の具現化」に貢献していくため、商船三井は2005年に、国連が提唱する国連グローバル・コンパクトに日本の船会社として初めて参加しました。商船三井グループは国連グローバル・コンパクトの人権と労働に関する普遍的原則の支持、実践に努めています。(<https://mol.disclosure.site/ja/themes/203>)

海上の労働に関する条約 (MLC2006)

商船三井グループは船員の基本的権利を定めた、2006年の海上の労働に関する条約 (MLC2006) に従い、同条約が定める①結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業についての差別の撤廃の4つを遵守しているほか、船上コンプライアンス規程で差別を禁止するとともに、ハラスメントに対する苦情の受付対応手順も定めています。

(<https://mol.disclosure.site/ja/themes/204>)

商船三井グループ調達基本方針

お客様のサプライチェーンの一端を担う企業グループとしての社会的責任を果たしていくため、「商船三井グループ調達基本方針」として、商船三井グループの調達活動に関するCSR取り組み方針を明文化しています。商船三井グループ内での本方針の浸透を図り、お取引先の理解と協力を得ながら、サプライチェーンにおける法令、社会規範の遵守、環境保全への配慮、安全性追求、公正取引と信頼構築に取り組むことで、ともに持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指します。

(<https://mol.disclosure.site/ja/themes/211>)

3. 奴隷労働及び人身取引等の防止に関する取組み

・研修

商船三井では、日常業務において人権への意識を浸透させるべく、入社時の研修並びに階層別研修において（差別、ハラスメント、児童労働など）人権に関する啓発の時間を必ず設定し、受講を義務付けています。また、国内・海外出向者への赴任前説明会において、ハラスメント防止の講習会を実施しています。

また MOLEA では、入社時の研修において奴隷労働・人身取引に関する法律の理解を義務付けています。

・相談窓口

商船三井では、グループ会社社員に対するコンプライアンス社内・社外相談窓口を設置しています。社外相談窓口は、社外の弁護士がその任に当たり、受け付けた報告・相談をコンプライアンス委員会事務局に報告するとともに、それ以降の報告・相談者と会社との間の連絡を取り次ぎます。いずれの窓口でも匿名での相談を受け付けており、報告・相談者の秘密は厳守されます。また、違反行為の報告・相談者、あるいは調査協力者に対し、不利益な処遇がなされないことが保証されています。また、国内外取引先など一般外部からのコンプライアンスに関するご連絡はホームページで受け付けています。

4. 今後の取り組み

商船三井グループは、人権に関する継続的な社内研修やサプライチェーンにおける奴隷労働及び人身取引の防止を含む監視強化に努めることによって、社会的責任を着実に果たし、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

本声明は 2021 年 9 月 30 日に商船三井の取締役会の承認を得ており、2021 年 9 月 29 日に MOLEA の取締役会の承認を得ております。

2021 年 9 月 30 日

株式会社商船三井
代表取締役 社長執行役員
橋本 剛

MOL(EUROPE AFRICA)LTD.
Managing Director
Tatsuro WATANABE